



2024年1月25日

各 位

会 社 名 KHネオケム株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 理夫
(コード番号：4189 東証プライム)
問合せ先 取締役常務執行役員 濱本 真矢
(TEL. 03-3510-3550)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月26日開催予定の第14回定時株主総会にて承認されることを条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議し、またこれに伴う定款の一部変更について同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、「『化学の力』で、よりよい明日を実現する。」という企業使命のもと、持続的な成長および中長期的な企業価値向上、透明性及び公正性が確保された健全な経営の実現に向けて、コーポレート・ガバナンス体制の充実に取り組んでいます。このたび、取締役会の監督機能の強化をより一層図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたします。

これにより、独立社外取締役を過半数とする取締役会の体制とし、より一層監督機能の強化を図ります。なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日付「組織変更および役員異動並びに人事異動に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 移行の時期

2024年3月26日開催予定の第14回定時株主総会において、定款変更議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記1. のとおり監査等委員会設置会社へ移行するため、監査役および監査役会に関する規定を削除し、監査等委員および監査等委員会に関する規定を新設いたします。また、取締役への権限移譲に関する規定を新設するほか、その他所要の変更を行います。加えて、この機会に単元未満株式の買増請求の規定を新設します。なお、変更の内容は別紙のとおりであります。

(2) 定款変更の日程

2024年3月26日開催予定の第14回定時株主総会における承認可決をもって、同定時株主総会終結の時をもって本定款変更の効力が発生する予定です。

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(中略)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>< 新 設 ></u></p> <p>(株式の割当てを受ける権利等の決定)</p> <p>第10条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む)またはその発行する新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって定める。</p> <p><u>< 新 設 ></u></p> <p>(中略)</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>< 削 除 ></u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(中略)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>< 削 除 ></u></p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の株主は、当社に対して、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</u></p> <p>(中略)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>< 新 設 ></u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>< 新 設 ></u></p> <p style="text-align: center;"><u>< 新 設 ></u></p> <p style="text-align: center;"><u>< 新 設 ></u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は10名以内とする。</p> <p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>< 削 除 ></u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度の</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものと看做す。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p><u>うち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、</u>取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 当社は取締役 <u>(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u> の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものと看做す。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 25 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任の免除)</p> <p>第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の<u>行為に関する取締役</u>(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の<u>行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任の免除)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の<u>取締役</u>(取締役であったものを含む。)の<u>損害賠償責任を法令の限度において免除することができる</u>。</p> <p>2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の<u>損害賠償責任を限定する契約を締結することができる</u>。ただし、当該契約に基づく<u>損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする</u>。</p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会 (員数)</p>	<p><u>< 削除 ></u> <u>< 削除 ></u></p>
<p>第28条 当会社の監査役は3名以上とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第29条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上の株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4</u></p>	<p><u>< 削除 ></u></p>

現行定款	変更案
<p><u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p><u>5 補欠監査役の選任方法は、本条第2項の規定を準用する。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>< 削除 ></u></p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第31条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><u>< 削除 ></u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p>	<p><u>< 削除 ></u></p>
<p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>< 削除 ></u></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>< 削除 ></u></p>
<p><u>(監査役の責任の免除)</u></p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責</u></p>	<p><u>< 削除 ></u></p>

現行定款	変更案
<p><u>任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>< 新 設 ></u> <u>< 新 設 ></u></p> <p><u>< 新 設 ></u></p> <p><u>< 新 設 ></u></p> <p>第6章 計 算 第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (省略)</p> <p>附 則 (<u>締結済責任限定契約に関する特則</u>) 第<u>1</u>条 平成28年6月10日以前に社外取締役及び社外監査役と締結済の責任限定契約については、平成28年6月10日発効以前の定款の定めるところによる。</p> <p><u>< 新 設 ></u></p>	<p>第5章 監査等委員会 (<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第<u>29</u>条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意がある場合には、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>) 第<u>30</u>条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>) 第<u>31</u>条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 計 算 第<u>32</u>条～第<u>35</u>条 (現行のとおり)</p> <p>附 則 <u>< 削 除 ></u></p> <p>(<u>監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置</u>) 第<u>1</u>条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第14回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>